第百二十五条第一項中「第一号に該当する事業主」の下に「又は事業主団体」を加え、同項第一号（ヘを除く。）中「いずれかに該当する事業主」の下に「又は事業主団体」を加え、同号イ(3)中「（職業能力開発促進法第十二条に規定する職業能力開発推進者をいう。第百二十五条の三において同じ。）」を削り、同号ハ中「、(3)及び(4)を「及び(3)に、「事業の成長発展により雇用機会の増大が見込まれる分野のうち、特に雇用機会の創出に資する健康、環境及びこれに関連するものづくり分野」を「経済社会情勢の変化に合わせて新たに創設される事業の実施又は実施している事業の成長発展により雇用機会の拡大が見込まれる分野」に改め、同号ニ中「、(3)及び(4)を「及び(3)に改め、「訓練（」の下に「海外で実施する訓練を含む。」を加え、同号ホ(1)中「(2)において」を「以下この号において」に改める。

第百二十五条第一項第一号に次のように加える。

チ　イ(1)及び(3)に該当する事業主であつて、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する被保険者であつて、育児休業中のもの若しくは育児休業後において原職等に復帰したもの又は妊娠、出産若しくは育児を理由とする離職後に再就職したものに、業務に関連する訓練（以下この項において「育休中・復職後等能力向上型訓練」という。）を受けさせる事業主（育休中・復職後等能力向上型訓練の期間（当該育児休業の期間を除く。）、当該被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

リ　訓練実施計画（事業主団体又は共同して訓練を実施する二以上の事業主（以下この項において「事業主団体等」という。）が当該事業主団体等の構成員である事業主（以下この号において「構成事業主」という。）の雇用する被保険者を対象に実施する訓練に関する計画であつて、一年ごとに定めるものをいう。）に基づき、構成事業主の雇用する被保険者に次のいずれかの訓練（以下この項において「団体等実施型訓練」という。）を受けさせる事業主団体等であること。

(1)　主に若年労働者を対象とした計画的な訓練

(2)　熟練技能者に対する、技能者の育成を行うための指導能力を強化するための訓練

(3)　熟練技能者の指導により行う技能の継承を図るための訓練

第百二十五条第一項第二号中「事業主の」を削り、同号イ(1)(i)から(iii)までを次のように改める。

(i)　二十時間以上百時間未満　七万円

(ii)　百時間以上二百時間未満　十五万円

(iii)　二百時間以上　二十万円

第百二十五条第一項第二号ロ(1)(i)から(iii)までを次のように改める。

(i)　二十時間以上百時間未満　七万円

(ii)　百時間以上二百時間未満　十五万円

(iii)　二百時間以上　二十万円

第百二十五条第一項第二号ニ(1)中「二分の一」を「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」に改め、同号ニ(1)(i)から(iii)までを次のように改める。

(i)　二十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iii)　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

第百二十五条第一項第二号ハ(1)中「二分の一」を「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」に改め、同号ハ(1)(i)から(iii)までを次のように改める。

(i)　二十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iii)　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

第百二十五条第一項第二号ハ(2)中「八百円」を「四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）」に改める。

第百二十五条第一項第二号ニ(1)中「二分の一」を「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」に改め、同号ニ(1)(i)から(iii)までを次のように改める。

(i)　二十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iii)　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

第百二十五条第一項第二号ニ中「限る」を「限り、海外で実施する訓練を除く」に、「八百円」を「四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）」に改める。

第百二十五条第一項第二号ホ(1)(i)から(iii)までを次のように改める。

(i)　二十時間以上百時間未満　七万円

(ii)　百時間以上二百時間未満　十五万円

(iii)　二百時間以上　二十万円

第百二十五条第一項第二号ホ(2)中「千二百時間」の下に「（認定訓練の場合にあつては、千六百時間）」を加える。

第百二十五条第一項第二号ヘ(1)(i)から(iii)まで及び同号ト(1)(i)から(iii)までを次のように改める。

(i)　二十時間以上百時間未満　七万円

(ii)　百時間以上二百時間未満　十五万円

(iii)　二百時間以上　二十万円

第百二十五条第一項第二号ト(2)中「なった」を「なつた」に改め、「千二百時間」の下に「（学校教育法第一条に規定する大学若しくは高等専門学校又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校の場合にあつては、千六百時間）」を加え、同号に次のように加える。

チ　前号チに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　育休中・復職後等能力向上型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに育休中・復職後等能力向上型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額が、当該育休中・復職後等能力向上型訓練を受けた被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の育休中・復職後等能力向上型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額。ただし、育児休業中の被保険者に係る育休中・復職後等能力向上型訓練にあつては、当該育休中・復職後等能力向上型訓練を受けた被保険者一人につき、二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）を超えるときは、二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(i)　二十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iii)　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(2)　その雇用する被保険者に対して、育休中・復職後等能力向上型訓練（座学等に限る。）を受ける期間（育児休業の期間を除く。）中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該被保険者一人につき千二百時間を限度とする。）に四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）を乗じて得た額

リ　前号リに該当する事業主団体等　団体等実施型訓練（当該事業主団体等が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費及び団体等実施型訓練（当該事業主団体等が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）の実施に要した経費の合計額の二分の一の額（その額が、当該団体等実施型訓練を実施する一の事業主団体等につき、五百万円を超えるときは、五百万円）

第百三十三条第一項第二号イ(1)中「十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）」を「当該一般職業訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の一般職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額」に改め、同号イ(1)に次のように加える。

(i)　百時間未満　七万円（中小企業事業主にあつては、十万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

(iii)　二百時間以上　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

第百三十三条第一項第二号ロ(1)中「十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）」を「当該有期実習型訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額」に改め、同号ロ(1)に次のように加える。

(i)　百時間未満　七万円（中小企業事業主にあつては、十万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

(iii)　二百時間以上　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）